

お知らせ

記者発表資料

令和元年10月25日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、
岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、
山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

道路協力団体の指定に向け、活動団体の募集を始めます。 ～道路協力団体制度の改善と拡充を行いました～

中国地方整備局ではこのたび、道路協力団体^{注)}の指定に向け、4回目の公募を開始いたします。

今回は、制度創設から3年が経過したことを踏まえ、地域のニーズや課題へ対応するため、道路協力団体指定準則を改正してから初めての公募となります。改正の内容については別添-2をご覧ください。

【公募概要】

○事前相談期間：令和元年10月28日(月) ～ 11月8日(金)

○申請受付期間：令和元年11月11日(月) ～ 11月22日(金)

※詳細(募集要項等)については、別紙の各事務所のホームページでご確認ください。

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、別添-1をご覧ください。

【問い合わせ先】

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀 6-30

中国地方整備局 道路部 地域道路課 課長

加田 厚 (内線 4611)

課長補佐 荒木 俊輔 (内線 4613)

TEL: 082-221-9231 (代表) (平日・昼間) E-mail: chiikidouro@cgr.mlit.go.jp

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

岩下 恭久 (内線 2117)

企画部 環境調整官

坂本 泰正 (内線 3114)

(別紙)

道路協力団体の募集を行う事務所一覧

事務所名	ホームページURL	問い合わせ先
鳥取河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/road/kyoryoku_dantai/index.html	(制度)計画課 (申請)道路管理第一課 0857-22-8435(代表)
倉吉河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/road/kyoryokubosyuu/dourokyoryokudantai.htm	(制度)調査設計第二課 (申請)道路管理課 0858-26-6221(代表)
松江国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/kyouryokudanntainituite.pdf	(制度)計画課 (申請)管理第一課 0852-26-2131(代表)
浜田河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/jimusyo/23.html	(制度)調査設計課 (申請)道路管理課 0855-22-2480(代表)
岡山国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/organization	(制度)計画課 (申請)管理第一課 086-214-2220(代表)
福山河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/road/useful/organization.html	(制度)調査設計第二課 (申請)道路管理第一課 084-923-2620(代表)
三次河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/bosyu/dourokyo.html	(制度)調査設計課 (申請)道路管理課 0824-63-4121(代表)
広島国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/hiroku/involed/dantai/index.html	(制度)計画課 (申請)管理第一課 082-281-4131(代表)
山口河川国道事務所	http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/cooperation/index.html	(制度)計画課 (申請)道路管理第一課 0835-22-1785(代表)

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 24）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

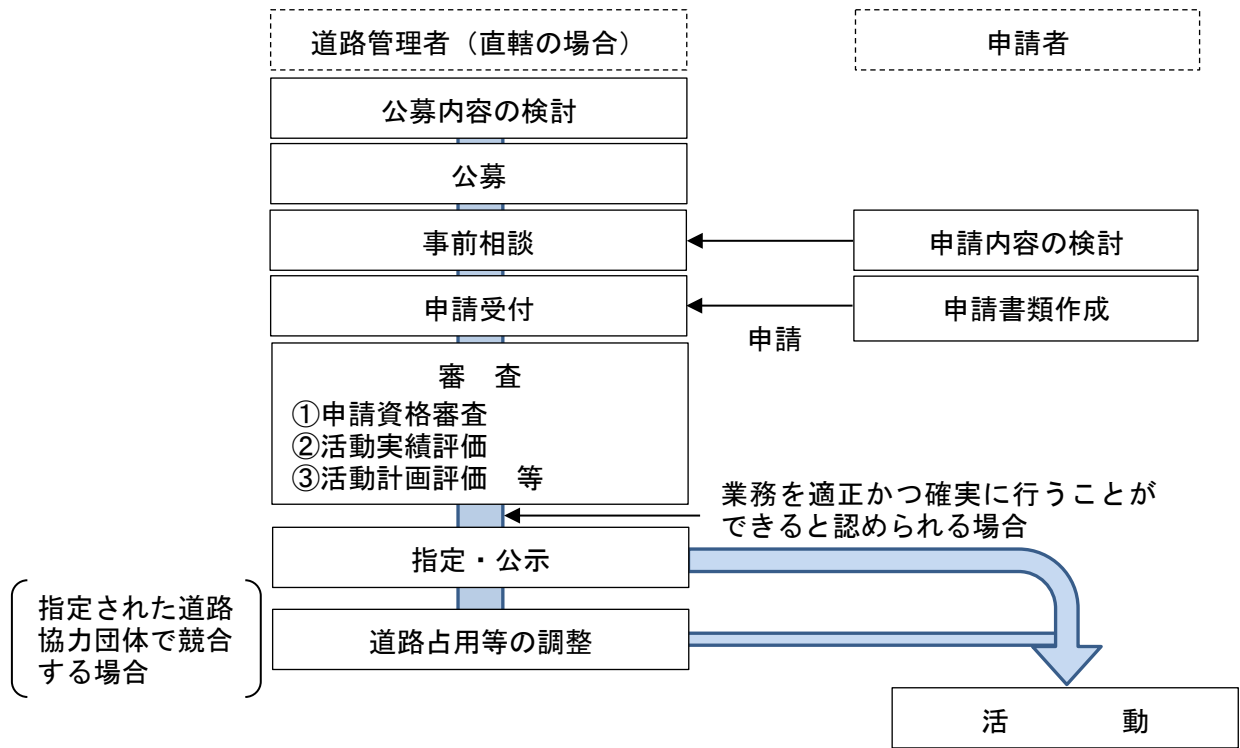
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



道路協力団体指定準則等の 改正について

国土交通省 道路局
環境安全・防災課
令和元年9月

業務内容の充実を図るため、以下の通り、活動実施申請区間の考え方を見直します。

従来

【業務実施申請区間の定義】

- ・5年間の実績で申請可能（協定締結時には2年間で申請可）
- ・1号業務の実績のみを対象
- ・1号業務の実施区間内のみしか収益活動を実施できない。

〔イメージ〕

4号：調査研究
5号：普及啓発活動
(実績対象外)

1号：清掃活動
(実績対象)

2号：収益活動

※ 1号業務の実施区間内のみ

道の駅・無人PA・駅前広場など
3号：情報発信
(実績対象外)

見直し

【業務実施申請区間の定義】

- ・指定後、活動を実施した新規区間は2年間の実績で申請可能
- ・1号業務以外の活動実績（2～6号業務）についても申請可能
- ・活動実績のある申請区間内での2号業務(収益活動)を可能とする。

〔イメージ〕

4号：調査研究
5号業務(普及啓発活動)を
実績対象に

1号：清掃活動
(実績対象)

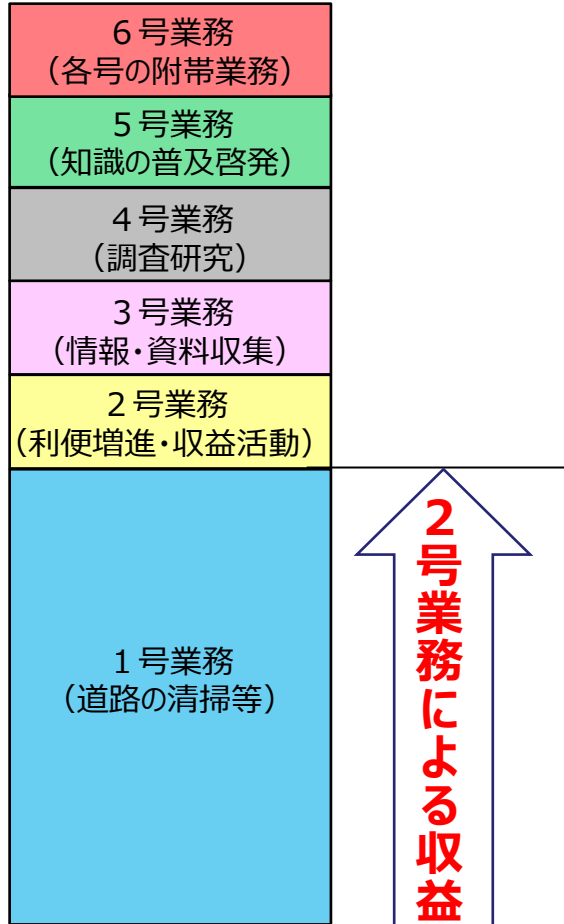
道の駅・無人PA・駅前広場など

3号業務(情報発信)を実績対象に
2号業務(オープンカフェ等)が可能に

※ 2号業務の実施箇所では、
1号業務(清掃活動)を必須とする。

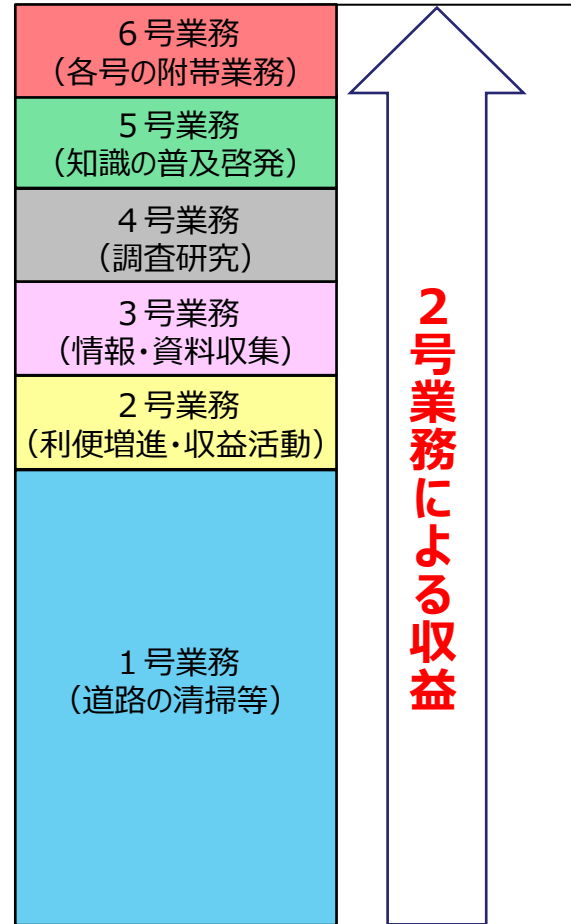
収益使途の拡大を図るため、以下の通り、収益の還元可能な業務範囲を見直します。

従来



○ 2号業務による収益を1号業務のみに充当

見直し



○ 2号業務による収益を1～6号業務に充当
※ 1号業務がおろそかにならないよう、
1号業務に充当した上で他業務に充当

その他主な変更点

○指定する期間、更新

- ・道路協力団体に指定する場合、その期間は**5年間**を上限
- ・指定期間の終了後継続して指定を希望する場合には、次期の活動実施計画書を提出し、審査の上、再度指定されることが必要

○保険の加入

- ・活動中（道路上での清掃活動など）の事故等万が一の時に備えるため、保険に加入するようお願いします。